

令和6年 第3回定例会
小山広域保健衛生組合議会会議録

令和6年10月28日

小山広域保健衛生組合議会

令和6年第3回小山広域保健衛生組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (10月28日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	4
事務局職員出席者	4
議事日程の報告	5
議長挨拶	5
諸般の報告	6
会議録署名議員の指名の件	6
会期決定の件	6
近況報告の件	7
議案第4号から議案第10号の件、上程、管理者提案理由の説明	9
議案第4号の件、説明、質疑、討論、採決	10
・議案第4号 令和6年度小山広域保健衛生組合一般会計補正予算(第1号)	
議案第5号の件、説明、質疑、討論、採決	12
・議案第5号 令和5年度小山広域保健衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について	
議案第6号の件、説明、質疑、討論、採決	19
・議案第6号 小山広域保健衛生組合指定金融機関設置条例の一部改正について	
議案第7号の件、説明、質疑、討論、採決	22
・議案第7号 小山広域保健衛生組合夜間休日急患診療所の設置及び運営に関する条例の一部改正について	
議案第8号の件、説明、質疑、討論、採決	23
・議案第8号 小山広域保健衛生組合休日急患歯科診療所の設置及び運営に関する条例の一部改正について	

議案第 9 号の件、説明、質疑、討論、採決----- 2 4

- ・ 議案第 9 号 小山広域保健衛生組合小山聖苑の設置、管理及び使用料条例の一部改正
について

議案第 1 0 号の件、説明、質疑、討論、採決----- 2 5

- ・ 議案第 1 0 号 建設工事請負契約の一部変更について

閉会の宣告----- 2 6

署名議員----- 2 7

◎ 招 集 告 示

小山広域保健衛生組合

告 示 第 1 2 号

令和 6 年 1 0 月 1 1 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条の規定により、令和 6 年第 3 回小山広域保健衛生組合議会定例会を次のとおり招集する。

小山広域保健衛生組合

管理者 浅 野 正 富

1 期 日 令和 6 年 1 0 月 2 8 日（月）午前 1 0 時～

2 場 所 小山広域保健衛生組合 2 階大会議室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（13名）

2 番	稲 見 敏 夫	3 番	宮 崎 美 知 子
4 番	坂 口 進 治	5 番	伊 藤 陽 一
6 番	小 谷 野 晴 夫	7 番	秋 山 幸 男
8 番	渡 辺 一 男	9 番	佐 藤 忠 博
1 0 番	橋 本 守 行	1 1 番	森 田 晃 吉
1 2 番	福 田 幸 平	1 3 番	福 田 洋 一
1 4 番	山 野 井 孝		

不応招議員（1名）

1 番	津 野 田 重 一
-----	-----------

令和6年第3回小山広域保健衛生組合議会定例会

議 事 日 程

令和6年10月28日

午前10時25分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名の件
日程第2 会期決定の件
日程第3 近況報告の件
日程第4 議案第4号から議案第10号の件、
上程、管理者提案理由の説明
日程第5 議案第4号の件、説明、質疑、討論、採決
日程第6 議案第5号の件、説明、質疑、討論、採決
日程第7 議案第6号の件、説明、質疑、討論、採決
日程第8 議案第7号の件、説明、質疑、討論、採決
日程第9 議案第8号の件、説明、質疑、討論、採決
日程第10 議案第9号の件、説明、質疑、討論、採決
日程第11 議案第10号の件、説明、質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（13名）

2番	稲見敏夫	3番	宮崎美知子
4番	坂口進治	5番	伊藤陽一
6番	小谷野晴夫	7番	秋山幸男
8番	渡辺一男	9番	佐藤忠博
10番	橋本守行	11番	森田晃吉
12番	福田幸平	13番	福田洋一
14番	山野井孝		

○欠席議員（1名）

1番 津野田重一

○説明のための出席者

管 理 者（小 山 市 長）	浅 野 正 富
副 管 理 者（下 野 市 長）	坂 村 哲 也
副 管 理 者（野 木 町 長）	真 瀬 宏 子
副 管 理 者（上 三 川 町 長）	星 野 光 利
副 管 理 者（小 山 市 副 市 長）	初 澤 正 実
監 査 委 員（上三川町監査委員）	館 野 治 信
会 計 管 理 者（小山市会計管理者）	金 澤 雄 大

事務局長	細 島 讓
総務課長	鹿 久 保 礼 子
政策課長	福 岡 篤
施設課長	坂 本 秀 行
施設課課長補佐	伊 澤 勇

○事務局職員出席者

総務課総務係長	佐 山 泰 教
総務係	相 馬 良 太

○議事日程の報告

○鹿久保礼子総務課長 全員、ご起立をお願いいたします。

礼、ご着席願います。

出席議員数および議事日程を報告いたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。

なお、津野田議員より、欠席する旨、届出がございました。

次に、本日の議事日程を申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

日程第2 会期決定の件

日程第3 近況報告の件

日程第4 議案第4号から議案第10号まで、上程、管理者提案理由の説明

日程第5 議案第4号の件、説明、質疑、討論、採決

日程第6 議案第5号の件、説明、質疑、討論、採決

日程第7 議案第6号の件、説明、質疑、討論、採決

日程第8 議案第7号の件、説明、質疑、討論、採決

日程第9 議案第8号の件、説明、質疑、討論、採決

日程第10 議案第9号の件、説明、質疑、討論、採決

日程第11 議案第10号の件、説明、質疑、討論、採決

次に、本会議に出席した事務局職員の氏名を申し上げます。

総務課総務係長 佐山泰教

総務係 相馬良太

以上であります。

○議長挨拶

○福田洋一議長 皆さん、こんにちは。

令和6年第3回小山広域保健衛生組合議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私ともに、ご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今期定例会は、「令和5年度小山広域保健衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」をはじめ、「建設工事の請負契約の一部変更について」など、重要な案件が提出されることになっております。

議員の皆様には、慎重にご審議の上、適切な議決をなされ、住民の負託に応えられますようお願いを申し上げます。

なお、議事運営については、皆様の特段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。
まして、開会のご挨拶とさせていただきます。

午前 10 時 25 分 開 会

○福田洋一議長 ただいまから、令和 6 年第 3 回小山広域保健衛生組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○福田洋一議長 日程に先立ち、総務課長に諸般の報告をさせます。

鹿久保総務課長。

○鹿久保礼子総務課長 諸般の報告を申し上げます。

地方自治法第 121 条の規定に基づき、出席を要求した者の職・氏名は、お手元に配付いたしました一覧表のとおりでありますので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名の件

○福田洋一議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小山広域保健衛生組合議会会議規則第 2 条の規定を受けて準用する小山市議会会議規則第 89 条の規定により、

11 番 森 田 晃 吉 議員

12 番 福 田 幸 平 議員

を指名いたします。

○会期決定の件

○福田洋一議長 日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日、1 日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

○近況報告の件

○福田洋一議長 日程第3、近況報告の件を議題といたします。

管理者の報告を求めます。

浅野管理者。

○浅野正富管理者 本日ここに、令和6年第3回小山広域保健衛生組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、開会の運びとなりましたことに対しまして、感謝とお礼を申し上げます。

本年3月8日に開催いたしました第1回組合議会定例会以降の近況について、ご報告申し上げます。

はじめに、小山地区夜間休日急患診療所についてであります。令和6年4月1日から9月末までの総利用患者数は2,349人、うち新型コロナウイルス陽性者数318人、インフルエンザ陽性者数21人となっており、総利用患者数は前年同時期より14%減少しておりますが、このうち発熱外来は前年と同程度で推移しております。

例年、年末にかけて新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが流行し、感染の大きなピークを迎えることが想定されることから、引き続き感染対策を行い、小山地区医師会と協力し運営してまいります。

次に、10月1日から始めました指定ごみ袋制度についてであります。指定ごみ袋の製造業者の募集を4月から開始し、これまで5社を認定いたしました。

9月以降、管内と近隣市町の販売店で指定ごみ袋の販売が始まったところでございます。

また事業系ごみの排出者と指定ごみ袋の販売店に対する周知につきましては、制度の説明と指定ごみ袋の販売依頼に関する通知を7月と9月に発送しております。

今後も、令和7年4月からの制度の完全実施に向け、市町と協働で周知・啓発に努めてまいります。

次に、第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事の進捗状況についてであります。計量棟・調整池エリアにつきましては、令和7年4月1日からの供用開始に向けて、計量棟は建物の建築工事を、調整池は雨水本管への雨水排水接続工事等を進めております。

焼却施設本体につきましては、9月末に建物の基礎杭の設置が完了し、現在はごみピット部の掘削工事を行っております。

また、エネルギーコストや原材料価格の高騰に伴う物価上昇等による、賃金・物価等の急激な変動、いわゆるインフレーションに対処するため、請負代金等の変更が必要なことから、今定例会議案第10号「建設工事請負契約の一部変更について」を付議いたしました。

議会の議決をいただいたのち、本契約を締結してまいります。

今後も、令和9年4月の施設全体の供用開始を目指して事業を進めてまいります。

次に、中央清掃センターについてであります。令和7年4月1日から稼働開始する新施設での受入れ開始まで、半年を切りました。

新施設をご利用いただく住民の皆様に混乱が生じないように、十分な事前周知を図りますとともに、施設利用者の安全に配慮しながら運営してまいります。

次に、南部清掃センターについてであります。プラスチック資源循環促進法の施行に伴い、製品プラスチック再商品化への対応を検討しております。

現在、容リ法対象ビニプラ施設におきまして、製品プラスチックの処理試験を実施し、構成市町と協働で課題の整理と検討を進めているところでございます。

次に、リサイクルセンターについてであります。ごみ処理施設の役割やごみ減量化について広く住民の皆様にご理解いただくための取組みとして、夏休み期間の8月21日に施設見学会を開催いたしました。

当日は、小学生4名、大人8名の計12名にご参加いただき、ビン・缶・ペットボトルや不燃ごみ・粗大ごみ等の処理の見学を通して、分別の重要性について学んでいただいたところでございます。

また、12月8日には施設見学会やリユース品の販売などを実施するイベントの開催を予定していることから、より多くの方にご参加いただけるよう周知を図ってまいります。

次に、小山広域クリーンセンターについてであります。公共下水道の普及率向上などに伴い、「し尿汚泥」や「浄化槽汚泥」の搬入量は横ばいから微減傾向にございます。

引き続き効率的な施設運営と生活排水の適正処理に努めてまいります。

次に、小山聖苑についてであります。本年4月から指定管理者制度を導入し、株式会社合人社計画研究所と株式会社五輪による「小山聖苑運営共同企業体」での運営が開始いたしました。

これに伴い、葬祭業者からの予約を24時間受付可能とするシステムを導入し、利用者からご好評をいただいているところでございます。

今後も、指定管理者との連携を密にし、より良い小山聖苑の運営に努めてまいります。

以上が、今議会における近況報告でございます。

○福田洋一議長 以上で、管理者の報告は、終わりました。

ただいまの報告に限り、質疑を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、近況報告に対する質疑を終了いたします。

○日程第4 議案第4号から議案第10号まで、上程、管理者提案理由の説明

○福田洋一議長 日程第4、議案第4号から議案第10号までの件を一括議題といたします。

本件については、お手元に配布のとおり、管理者から議案が提出されておりますので、送付書及び議案件名の朗読を省略し、会議録に掲載することについて、ご了承願います。

小山広域保健衛生組合議会議長 福田 洋一様

小山広域保健衛生組合管理者 浅野 正富

小山広域保健衛生組合議会議案等の送付について

令和6年第3回小山広域保健衛生組合議会定例会の議案書を別冊のとおり送付いたします。

記

議案番号	件名
議案第4号	令和6年度小山広域保健衛生組合一般会計補正予算（第1号）
議案第5号	令和5年度小山広域保健衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第6号	小山広域保健衛生組合指定金融機関設置条例の一部改正について
議案第7号	小山広域保健衛生組合夜間休日急患診療所の設置及び運営に関する条例の一部改正について
議案第8号	小山広域保健衛生組合休日急患歯科診療所の設置及び運営に関する条例の一部改正について
議案第9号	小山広域保健衛生組合小山聖苑の設置、管理及び使用料条例の一部改正について
議案第10号	建設工事請負契約の一部変更について

○福田洋一議長 次に、上程議案等の概要について、管理者の説明を求めます。

浅野管理者。

○浅野正富管理者 ただいま上程になりました議案の概要について、ご説明申し上げます。

今回提出いたしました議案等は、補正予算に関するものが1件、決算の認定に関するもの1件、条例に関するもの4件、契約に関するもの1件の計7件であります。

はじめに、議案第4号は、令和6年度小山広域保健衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてでありまして、歳入歳出予算に1,361万8千円を追加し、予算総額を50億3,679万7千円とするものであります。

次に、議案第5号は、令和5年度小山広域保健衛生組合一般会計の決算の認定に関するものでありまして、監査委員の審査に付しましたので、その意見書を付けて認定に付するものであります。

次に、議案第6号は、小山広域保健衛生組合指定金融機関設置条例の一部改正についてであ

りまして、法令の規定に合わせ、所要の改正をするため、提案するものであります。

次に、議案第7号は、小山広域保健衛生組合夜間休日急患診療所の設置及び運営に関する条例の一部改正についてでありまして、夜間休日急患診療所では、診療日と診療時間を定めて運用しておりますが、その根拠を明確にすることについて、条例に追加し、また所要の改正をするため、提案するものであります。

次に、議案第8号は、小山広域保健衛生組合休日急患歯科診療所の設置及び運営に関する条例の一部改正についてでありまして、休日急患歯科診療所では、夜間休日急患診療所と同様に、診療日と診療時間を定めて運用しておりますが、その根拠を明確にすることについて、条例に追加し、また所要の改正をするため、提案するものであります。

次に、議案第9号は、小山広域保健衛生組合小山聖苑の設置、管理及び使用料条例の一部改正についてでありまして、管外利用者に対し、小山聖苑を利用される場合に、火葬等に要する費用の実費相当額をご負担いただくよう、管外利用者の使用料を改正するため、提案するものであります。

次に、議案第10号は、建設工事請負契約の一部変更についてでありまして、令和5年3月に締結いたしました「小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事請負契約」の一部を変更することについて、小山広域保健衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、提案するものであります。

以上が、今回提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ、慎重ご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○福田洋一議長 管理者の説明は、終わりました。

○日程第5 議案第4号の件、説明、質疑、討論、採決

○福田洋一議長 日程第5、議案第4号「令和6年度小山広域保健衛生組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

上程議案に対し、事務局の説明を求めます。

細島事務局長。

○細島譲事務局長 ただいま上程となりました議案第4号「令和6年度小山広域保健衛生組合一般会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

今回の補正予算は、夜間休日急患診療所の医薬材料費及び第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事費の増加に伴う補正でございます。

第1条第1項のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,361万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ50億3,679万7千円にしようとするものでございます。

各款、各項の補正につきましては、2 ページ「第 1 表歳入歳出予算補正」のとおりでございますが、詳細につきましては、別途ご説明申し上げます。

1 ページにお戻りください。第 2 条「地方債の補正」につきましては、「第 2 表地方債補正」により、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の 3 ページをお開きいただきたいと存じます。

変更が 1 件でございます。1 番「第 2 期エネルギー回収推進施設整備事業」の施設建設工事費の変更に伴い、借入限度額を 2 億 5,960 万円とするなど、記載の通りとするものでございます。

4 ページ、5 ページをお開きください。

歳入歳出補正予算の事項別明細書について、ご説明申し上げます。

1. 歳入につきまして、ご説明申し上げます。

7 款・繰越金、1 項・繰越金、1 目・繰越金は、461 万 8 千円の増額でございます。

この後ご説明いたします、歳出に充てるものです。

次に、9 款・組合債、1 項・組合債、1 目・衛生債は、900 万円の増額でございます。

こちらは前段の地方債補正においてご説明した内容でございます。

6 ページ、7 ページをお開きください。

2. 歳出につきまして、ご説明申し上げます。

3 款・衛生費、1 項・保健衛生費、1 目・夜間休日急患診療所費は、350 万円の増額でございます。

こちらは、新型コロナウイルス検査キットの購入費について、令和 5 年度使用実績に合わせて増額するものでございます。

次に、3 款・衛生費、2 項・清掃費、6 目・ごみ処理施設建設費は、1,011 万 8 千円の増額でございます。

こちらは、第 2 期エネルギー回収推進施設整備運営事業建設工事におきまして、建設工事請負契約書第 28 条第 6 項、インフレスライド条項に基づく契約変更による、令和 6 年度事業費の増額分を計上するものでございます。

以上が、議案第 4 号「令和 6 年度小山広域保健衛生組合一般会計補正予算（第 1 号）」の概要でございます。

何とぞ慎重ご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○福田洋一議長 事務局の説明は、終わりました。

上程議案に対し、質疑を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案について、質疑を打ち切り、討論を省略し、直ちに採決

したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第5号の件、説明、質疑、討論、採決

○福田洋一議長 日程第6、議案第5号「令和5年度小山広域保健衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

上程議案に対し、事務局の説明を求めます。

細島事務局長。

○細島譲事務局長 ただいま上程となりました議案第5号「令和5年度小山広域保健衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

議案書は9ページになりますが、別冊の「令和5年度歳入歳出決算書」により、ご説明申し上げます。

決算書の2ページ、3ページをお開きください。

歳入の決算ですが、一番下の歳入合計欄をご覧ください。

予算現額49億7,520万8千円に対し、収入済額は3ページになりますが、50億4,751万5,582円、予算現額と比較して、一番右の欄にありますとおり、7,230万7,582円の増となり、収入率は101.5%でございます。

また、不納欠損額及び収入未済額は、0円でございます。

次に、4ページ、5ページをお開きください。

歳出の決算ですが、表の一番下、歳出合計欄をご覧ください。

予算現額49億7,520万8千円に対し、支出済額は5ページになりますが、46億5,268万5,833円、予算現額と比較して、一番右の欄にありますとおり、3億2,252万2,167円の減となり、執行率は93.5%でございます。

翌年度繰越額及び不用額は、記載のとおりでございます。

この結果、歳入から歳出を差し引いた残額は、欄外に記載のとおり3億9,482万9,749円となっております。

なお、前年度の決算と比較しますと、歳入は、7億5,153万4,968円、17.5%の増となり、歳出

は、6億6,557万5,920円、16.7%の増でございます。

恐れ入りますが、22ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

令和5年度の実質収支は、3の歳入歳出差引残額3億9,482万9千円から、4の翌年度へ繰り越すべき財源が0円のため、5の実質収支額3億9,482万9千円の余剰金となります。

こちらにつきましては、財政調整基金への積立及び構成市町に分担金を減額する形で還付していく予定でございます。

以上が、令和5年度の一般会計歳入歳出決算の概要でございます。

次に、事項別明細書について、ご説明いたします。戻りまして、6ページ・7ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

1款・分担金及び負担金、1項・分担金、1目・市町分担金は、構成市町からの分担金であり、7ページになりますが、収入済額は39億7,293万円で、予算現額に対する収入率は、100%でございます。

構成市町ごとの金額と構成比は、

小山市 23億9,273万6千円、60.2%

下野市 9億6,882万7千円、24.4%

上三川町 7,746万6千円、2.0%

野木町 5億3,390万1千円、13.4%

となっております。

次に、2款・使用料及び手数料、1項・使用料、1目・衛生使用料は、火葬場と斎場の使用料及び各診療所の使用料であり、収入済額は1億3,159万8,318円で、予算現額に対する収入率は、127.1%、2,807万9,318円の増でございます。

同じく2項・手数料、1目・衛生手数料は、診断書の発行、し尿投入及び廃棄物処理に関する手数料であり、収入済額は3億6,182万8,767円で、予算現額に対する収入率は、102.7%、956万7,767円の増でございます。

次に、3款・国庫支出金、1項・国庫補助金、1目・衛生費国庫補助金は科目設置のみで、収入はございませんでした。

同じく3目・災害等復旧費国庫補助金は、令和5年7月に発生した野木町における突風被害に係る国庫補助金であり、収入済額は1,400万8千円で、予算現額に対する収入率は100%でございます。

次に、4款・県支出金、1項・県補助金、1目・衛生費県補助金は、小児救急医療施設運営費補助金であり、収入済額は237万9千円で予算現額に対する収入率は、47.6%、262万1千円の減

でございます。

次に、5款・財産収入につきましては、8ページ・9ページをお開きください。

1項・財産運用収入、1目・財産貸付収入は、敷地内の電柱と聖苑内の売店に関する貸付収入であり、収入済額は18万8,276円で、予算現額に対する収入率は102.9%でございます。

次に、6款・繰入金、1項・基金繰入金、1目・財政調整基金繰入金は、財政調整基金からの繰入金であり、収入済額は0円でございます。

次に、7款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金は、令和4年度の繰越金であり、収入済額は3億887万701円でございます。

次に、8款・諸収入、1項・組合預金利子、1目・組合預金利子は、一般会計の定期預金及び普通預金の利子であり、収入済額は9,071円でございます。

同じく2項・雑入、1目・雑入の収入済額は2億5,570万3,449円ですが、主なものはリサイクルセンターの資源売却料1億8,229万6,642円、中央清掃センターの発電売却料3,204万2,718円及び資源売却料2,710万6,061円等でございます。

次に、歳出について、ご説明申し上げます。

決算書及び別冊の主要な施策の成果及び予算執行の実績報告書を併せてご覧ください。

決算書10ページ・11ページ、実績報告書は8ページ、9ページをお開きください。

1款・議会費、1項・議会費、1目・議会費は、決算書10ページの予算現額224万6千円に対し、11ページになりますが、支出済額146万9,204円で、不用額は77万6,796円、執行率は65.4%でございます。

次に、2款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費ですが、実績報告書は、11ページをお開きください。

予算現額4億2,782万4千円に対し、支出済額4億1,966万8,937円で、不用額815万5,063円、執行率は98.1%でございます。

同じく2目・政策費ですが、実績報告書は、12ページをお開きください。

予算現額5,319万円に対し、支出済額5,027万3,895円で、不用額291万6,105円、執行率は94.5%でございます。

決算書12ページ・13ページ、実績報告書は、14ページをお開きください。

同じく2項・監査委員費、1目・監査委員費ですが、予算現額12万5千円に対し、支出済額6万6,797円で、不用額5万8,203円、執行率は53.4%でございます。

次に、3款・衛生費、1項・保健衛生費、1目・夜間休日急患診療所費ですが、実績報告書は、15ページをお開きください。

予算現額8,320万8千円に対し、支出済額8,101万3,397円で、不用額219万4,603円、執行率は97.4%でございます。

また、実績報告書 15 ページ中段に記載のとおり、令和 5 年度夜間休日急患診療所の利用状況につきましては、開院日数366日、受診者数7,085人でございます。

同じく 2 目・休日急患歯科診療所費ですが、実績報告書は、17 ページをお開きください。

予算現額907万9千円に対し、支出済額804万9,233円で、不用額102万9,767円、執行率88.7%でございます。

また、実績報告書 17 ページに記載のとおり、令和 5 年度休日急患歯科診療所利用状況につきましては、開院日数71日、受診者数229人でございます。

決算書 14 ページ・15 ページ、実績報告書は、18 ページをお開きください。

同じく 3 目・小山聖苑費ですが、予算現額1億9,569万2千円に対し、支出済額1億4,938万4,807円、不用額4,630万7,193円、執行率は76.3%でございます。

また、実績報告書 18 ページに記載のとおり、令和 5 年度の稼働実績につきましては、年間の火葬件数は2,766件、大式場・小式場・待合室などの斎場使用件数は、4,216件でございます。

同じく 2 目・清掃費、1 目・施設管理費ですが、実績報告書は、20 ページをお開きください。

予算現額7,220万4千円に対し、支出済額7,045万9,579円で、不用額174万4,421円、執行率は97.6%でございます。

同じく 2 目・焼却施設費は、予算現額17億7,911万3千円に対し、支出済額16億860万4,889円で、不用額1億7,050万8,111円、執行率は90.4%でございます。

また、実績報告書 20 ページに記載のとおり、中央清掃センターのごみ搬入量につきましては、燃やすごみが5万6,069 t、可燃系資源物が1,943 t、可燃系粗大ごみが162 t、総量が5万8,174 t で、前年度比3.6%の増となっております。

決算書 16 ページ・17 ページ、実績報告書は、22 ページをお開きください。

同じく 3 目・南部清掃センター費は、予算現額2億4,788万8千円に対し、支出済額は2億4,166万5,553円で、不用額622万2,447円、執行率は97.5%でございます。

また、実績報告書 22 ページに記載のとおり、南部清掃センターのごみ搬入量につきましては、容器包装リサイクル法対象プラスチックが2,345 t、剪定枝が1,321 t、生ごみが677 t、可燃系資源物が564 t、総量4,907 t で、前年度比3.1%の減となっております。

同じく 4 目・小山広域クリーンセンター費ですが、実績報告書は、23 ページをお開きください。

予算現額4億4,019万7千円に対し、支出済額4億1,628万4,159円で、不用額2,391万2,841円、執行率は94.6%でございます。

また、実績報告書 23 ページに記載のとおり、クリーンセンターの汚泥等搬入量につきましては、生し尿が4,186 t、浄化槽汚泥が2万2,745 t、農集排汚泥が1万485 t、汚泥等の合計は3万7,416 t で、前年度比3.4%の減、生ごみが229 t で、前年度比16.4%の減となっております。

なお、汚泥発酵肥料の売却量は、331.8 t でございます。

同じく 5 目・リサイクルセンター費ですが、実績報告書は、24 ページをお開きください。

予算現額6億1,314万9千円に対し、支出済額5億6,193万2,061円で、不用額5,121万6,939円、執行率は91.6%でございます。

また、実績報告書24 ページに記載のとおり、リサイクルセンターのごみ搬入量につきましては、燃えないごみが3,088 t、可燃系資源物が967 t、不燃系資源物が2,184 t、不燃系粗大ごみが1,129 t、有害ごみが387 t、総量7,755 t で、前年度比4.8%の減となっております。

決算書18 ページ・19 ページ、実績報告書は、26 ページをお開きください。

同じく 6 目・ごみ処理施設建設費ですが、予算現額2億6,649万円に対し、支出済額2億6,244万2,406円で、不用額404万7,594円、執行率は98.5%でございます。

なお、実績報告書26 ページに記載のとおり、主なものは、第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事施工監理業務委託料は4,290万円、特別高圧電源接続のための東京電力負担金が2億円でございます。

続いて、実績報告書は、27 ページをお開きください。

4 款・公債費、1 項・公債費、1 目・元金は、予算現額7億6,547万3千円に対し、支出済額7億6,547万2,980円で、不用額20円、執行率は100%でございます。

同じく 2 目・利子は、予算現額1,769万9千円に対し、支出済額1,589万7,936円で、不用額180万1,064円、執行率は89.8%でございます。

次に、5 款・予備費は、当初予算額500万円に対し、施設管理費の給料・負担金補助及び交付金、議会費の使用料及び賃借料、監査委員費の自動車借上料へ合計336万9千円の充用を行い、予算現額は163万1千円となりましたが、支出はございませんので、不用額163万1千円となっております。

なお、決算書23 ページから26 ページが、「財産に関する調書」、27 ページ・28 ページが、「基金運用状況に関する調書」でございますので、ご参照いただきたいと存じます。

次に、令和5年度財務4表について、ご説明申し上げます。

平成27年総務大臣通知の「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」に基づき、平成29年度から公表しております財務4表は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書及び注記で成り立っております。

内容につきましては、財務4表の後ろにあります「令和5年度小山広域保健衛生組合の財務書類」に基づき、ご説明申し上げます。

財務書類の2 ページをお開きください。

まず、貸借対照表ですが、中段の概要欄に記載しておりますが、資産合計は127億5,589万8千円で、住民一人あたり約4万5千円、負債合計は53億6,124万3千円で、住民一人あたり約1万9千

円、資産と負債の差である純資産は、73億9,465万5千円で、住民一人あたり約2万6千円となります。

資産の約87%がごみ処理施設などの有形固定資産、負債の約99%が地方債となります。

次に、4ページをお開きください。

行政コスト計算書ですが、概要欄に記載しておりますとおり、純行政コストは34億7,579万7千円で、住民一人あたり約1万2千円となります。

日常的な行政サービスの提供に関わる費用は42億15万9千円、使用料や手数料など受益者負担による収益は7億4,737万3千円で、受益者負担割合は17.8%となります。

次に、5ページをお開きください。

純資産変動計算書ですが、概要欄に記載しておりますが、本年度末純資産残高は73億9,465万5千円で、住民一人あたり約2万6千円となり、前年度末純資産残高68億8,113万5千円に比べ、5億1,352万円増加しております。

次に、6ページをお開きください。

資金収支計算書ですが、概要欄に記載しておりますが、本年度資金収支額は、8,595万9千円、本年度末現金預金残高は4億628万2千円で住民一人あたり約1千円となります。

7ページ・8ページは、令和元年度からの分析になりますので、参考にご覧いただきたいと存じます。

以上が、議案第5号「令和5年度小山広域保健衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の概要でございます。

何とぞ慎重ご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○福田洋一議長 事務局の説明は、終わりました。

質疑に入る前に、決算審査の結果について、報告を求めます。

館野治信監査委員。

○館野治信監査委員 ただいま議長の指名を受けましたので、令和5年度小山広域保健衛生組合一般会計の決算審査の結果をご報告申し上げます。

意見書の2ページをご覧ください。

初めに審査の方法について申し上げます。

去る8月27日、当組合会議室におきまして、関係職員の出席を得て、管理者から審査に付された歳入歳出決算書及び附属書類、基金運用状況を示す書類について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合点検を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し、計数の正否性、予算の執行状況及び運用状況の適否等について審査をいたしました。

次に、審査の結果について申し上げます。

管理者から審査に付された令和5年度一般会計歳入歳出決算書、令和5年度一般会計歳入歳

出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数は、いずれも正確であると認められました。

財産に関する調書については、公有財産、物品、債権及び基金については、財産台帳等を審査した結果、計数はいずれも正確であると認められました。

基金運用状況に関する調書については、年度末現在高及び運用状況の計数はいずれも正確であると認められました。

予算の執行状況及び事務処理は、概ね適正かつ効果的に執行されたものと認められました。

次に、決算の概要について申し上げます。

意見書の３ページをご覧ください。

令和５年度の歳入総額は50億4,751万5,582円で、歳出総額は46億5,268万5,833円です。

歳入歳出差引額は3億9,482万9,749円となっており、令和５年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支額は3億9,482万9,749円となっております。

次に、総括的意見を申し上げます。

令和５年度の小山広域保健衛生組合の一般会計における決算の状況は、別紙一般会計の決算資料のとおりとなります。

いずれも関係法令に準拠して作成されております。

計数も正確であり、その内容も適正です。

全体の執行率は93.5%であり、概ね適正かつ効果的に執行されたものであります。

全体的な意見として、予算編成は、根拠や基準を明確にすること、また、基金運用にあたっては、基金の設置目的を明確にし、必要な資金を確立することを要望いたします。

そして、今後とも適正な予算管理及び業務執行を心がけ、組織の中で相互にチェック、牽制し合い、効率的かつ効果的な管理運営に徹することを要望いたします。

以上、決算審査の報告を終わります。

○福田洋一議長 監査委員の決算審査の結果報告は、終わりました。

上程議案に対し、質疑を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案について、質疑を打ち切り、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

議案第５号について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり認定されました。

○福田洋一議長 ここで、館野治信監査委員の退席を認めます。

○日程第7 議案第6号の件、説明、質疑、討論、採決

○福田洋一議長 日程第7、議案第6号「小山広域保健衛生組合指定金融機関設置条例の一部改正について」を議題といたします。

上程議案に対し、事務局の説明を求めます。

細島事務局長。

○細島議事務局長 ただいま上程となりました議案第6号「小山広域保健衛生組合指定金融機関設置条例の一部改正について」、ご説明申し上げます。

議案書の10ページ・11ページをお開きいただきたいと存じます。

本議案は、組合の指定金融機関の指定方法について、法令の規定に合わせ、所要の改正をするため、提案するものでございます。

改正内容についてですが、第2条、見出しにつきまして、契約期間と改正し、指定金融機関の契約期間は、2年とする、文言の整理を行うものでございます。

なお、附則のとおり、本条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上が、議案第6号「小山広域保健衛生組合指定金融機関設置条例の一部改正」の概要でございます。

何とぞ慎重ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○福田洋一議長 事務局の説明は、終わりました。

上程議案に対し、質疑を許します。

7番、秋山幸男議員。

○秋山幸男議員 全員協議会の時にも意見を申し上げましたが、改正前と改正後のですね、文言を見ますと、改正では指定金融機関は、「管理者が議会の議決を経て定め、期間は2年とする」ということ、ここでやはり議会の果たす役割も明記されております。

しかしながら改正後は、契約期間のみなんです。

「指定金融機関の契約期間は2年とする」

この2年経過した後はどのようにするのかっていう。

この改正前の文言でしたらこのような方法で進めることができますし、問題ないと思うんですが。

改正をすることによって、混乱を招くのではないか。

わざわざ改正する必要は、全く私はないと思うのですが。

そのような立場からですね。

一部改正について、私は反対をしたいと思っております。

○福田洋一議長　ただいま、秋山議員の方から反対のご意見がありましたが、他にご意見がありましたら発言をお願いいたします。

他にないようございますが、議案第6号について秋山議員から異議がありましたので、ただいま議題となっております議案について、その他にご意見はないですか。

ないようですので、採決の方に入りたいと思います。

○福田洋一議長　14番、山野井孝議員。

○山野井孝議員　今のは、質疑じゃないですか。

討論ではないですよ。

○福田洋一議長　はい。今、反対の意見ということで反対を

○山野井孝議員　質疑を求めたんですよ。

○福田洋一議長　質疑です。

○山野井孝議員　いや、討論ではないですよ。

今、求めたのは。

今、秋山議員から出たのは討論かなと思ったんですけども、こういった進め方でよろしいのですか。

○福田洋一議長　失礼いたしました。

質疑ということで、他にご意見ございますか。

まず、執行部の方から。

細島事務局長。

○細島議事務局長　ただいまのご質問ご意見にご回答申し上げます。

先ほど前段の議員説明会でもご説明いたしましたが、指定金融機関の指定につきましては、上位法である地方自治法で議決をするということが定められております。

その中で、条例と重複してしまうというところがありますので、これを改め、議決を経てというところを削除しようとするものでございます。

また金融機関の指定につきましては2年ごとにその金融機関が違う主体となる場合には、やはり議決が必要ですので、当然議会に諮って議決をいただきます。

ただし、指定金融機関の主体が変わらない場合につきましては、そのまま決算ですとかというところで審査していただいておりますので、契約期間2年更新する、という形で進めたいという提案でございます。

以上でございます。

○福田洋一議長 その他ございますか。

それではお諮りいたします。

他にないようですので、ただいまの議題となっております議案について、質疑を打ち切り、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

○福田洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、これより、採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

○福田洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案の通り可決されました。

○秋山幸男議員 採決の時に挙手かなんかして、実際に同意したとか何か確認できないのではないかな。

どういう風に確認したのか。

○福田洋一議長 そのこの討論のところでご異議ありといえば、採決の方に、討論してそこで一応、ご意見を諮ったときに議題に対して質疑を打ち切った時に、討論ご異議があれば、そこで反対の立場で言っていいただければ。

○福田洋一議長 はい。7番、秋山幸男議員。

○秋山幸男議員 私は、先ほど申しましたように、反対しております。

理由は、先ほど言っておりますが、全くこれ条例改正する必要がある。

市民にとって何の不利益もないし、むしろ議員にとってはですね、どのような方法で指定金融機関が決められるか、というのを認識していただけるし、全然、現行法で問題ないと思うので、私は、条例改正については、猛反対いたします。

○福田洋一議長 ただいま議案第6号について、反対のご意見、討論がありました。

その他、ございますか。

ご意見ございますか。

○福田洋一議長 それでは、他にないようですので、議案6号について秋山議員から異議がありましたので、ただいま議題となっております議案について、採決をしたいと思います。

賛成の議員の起立をもって採決をいたします。

議案第6号「小山広域保健衛生組合指定金融機関設置条例の一部改正について」、賛成の議員の起立を求めます。

それではただいま議案第6号について、先ほども申しましたが、それについて秋山議員から異議がありましたので、ただいま議題となっている議案6号について、賛成議員の起立を持って採決をしたいと思います。

それでは、議案第6号「小山広域保健衛生組合金融機関設置条例の一部改正について」賛成

の議員の起立を求めます。

原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

ありがとうございます。

起立多数。

よって、議案６号は原案のとおり可決いたしました。

○日程第８ 議案第７号の件、説明、質疑、討論、採決

○福田洋一議長 続きまして、日程第８、議案第７号「小山広域保健衛生組合夜間休日急患診療所の設置及び運営に関する条例の一部改正について」を議題とします。

上程議案に対し、事務局の説明を求めます。

細島事務局長。

○細島議事務局長 ただいま上程となりました議案第７号「小山広域保健衛生組合夜間休日急患診療所の設置及び運営に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

議案書の１２ページ・１３ページをお開きいただきたいと存じます。

夜間休日急患診療所の診療科目、診療日及び診療時間の根拠を明確にする必要があることから、所要の改正をするため、提案するものでございます。

主な改正内容についてですが、第３条、見出しにつきまして診療所運営委員会と改正し、第４条、見出しにつきまして診療科目を追加し、内科及び小児科とするものでございます。

第５条、見出しにつきまして、診療日及び診療時間を追加し記載のとおりとするものでございます。

なお、附則のとおり、本条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上が、議案第７号「小山広域保健衛生組合夜間休日急患診療所の設置及び運営に関する条例の一部改正について」の概要でございます。

何とぞ慎重ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○福田洋一議長 事務局の説明は終わりました。

上程議案に対し、質疑を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案について、質疑を打ち切り、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第8号の件、説明、質疑、討論、採決

○福田洋一議長 日程第9、議案第8号「小山広域保健衛生組合休日急患歯科診療所の設置及び運営に関する条例の一部改正について」を議題とします。

上程議案に対し、事務局の説明を求めます。

細島事務局長。

○細島議事務局長 ただいま上程となりました議案第8号「小山広域保健衛生組合休日急患歯科診療所の設置及び運営に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

議案書の15ページをお開きいただきたいと存じます。

休日急患歯科診療所の診療科目、診療日及び診療時間の根拠を明確にする必要があることから、所要の改正をするため、提案するものでございます。

議案書の16ページをお開きいただきたいと存じます。

改正内容についてですが、第4条、見出しにつきまして診療科目を追加し歯科とするものでございます。

第5条、見出しに診療日及び診療時間を追加し記載のとおりとするものでございます。

なお、附則のとおり、本条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上が、議案第8号「小山広域保健衛生組合休日急患歯科診療所の設置及び運営に関する条例の一部改正について」の概要でございます。

何とぞ慎重ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○福田洋一議長 事務局の説明は終わりました。

上程議案に対して、質疑を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ただいま議題となっております議案について、質疑を打ち切り、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第9号の件、説明、質疑、討論、採決

○福田洋一議長 日程第10、議案第9号「小山広域保健衛生組合小山聖苑の設置、管理及び使用料条例の一部改正について」を議題とします。

上程議案に対し、事務局の説明を求めます。

細島事務局長。

○細島議事務局長 ただいま上程となりました議案第9号「小山広域保健衛生組合小山聖苑の設置、管理及び使用料条例の一部改正について」、ご説明申し上げます。

議案書の17ページをお開きいただきたいと存じます。

小山聖苑の火葬場使用料及び斎場使用料の管外料金を改定することに伴い、所要の改正をするため、提案するものでございます。

議案書の18ページをお開きいただきたいと存じます。

改正内容についてですが、別表のとおり、組管外の者の火葬場使用料につきまして、大人12歳以上では、20,000円を50,000円に、小人12歳未満では、12,000円を30,000円に引き上げるものでございます。

以下同様に、使用区分に応じて、管外料金を記載のとおり引き上げるものでございます。

斎場使用料につきましても、表に記載のとおり管外料金を引き上げるものでございます。

なお、附則のとおり、本条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上が、議案第9号「小山広域保健衛生組合の小山聖苑の設置、管理及び使用料条例の一部改正について」の概要でございます。

何とぞ慎重ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○福田洋一議長 事務局の説明は終わりました。

上程議案に対して、質疑を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案について、質疑を打ち切り、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第10号の件、説明、質疑、討論、採決

○福田洋一議長 日程第11、議案第10号の「建設工事請負契約の一部変更について」を議題といたします。

上程議案に対し、事務局の説明を求めます。

細島事務局長。

○細島議事務局長 ただいま上程となりました議案第10号「建設工事請負契約の一部変更について」、ご説明申し上げます。

議案書の19ページをお開きいただきたいと存じます。

併せまして議案参考資料の1ページ・2ページをご参照いただきたいと存じます。

令和5年3月に締結した小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事請負契約の一部変更について、小山広域保健衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。

工事名は、小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事でございます。

変更前の請負代金額は229億4,600万円、変更後は239億661万9千円で、変更によります増額は9億6,061万9千円でございます。

契約の相手方は、荏原・佐藤・板橋・斎藤・小林特定建設工事共同企業体でございます。

変更の理由につきましては、賃金、物価等の急激な変動、いわゆるインフレーションに対処するため、小山広域保健衛生組合建設工事請負契約書第28条第6項インフレスライド条項を適用し、請負代金額を変更するものでございます。

以上が、議案第10号「建設工事請負契約の一部変更について」の概要でございます。

何とぞ慎重ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○福田洋一議長 事務局の説明は、終わりました。

上程議案に対し、質疑を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案について質疑を打ち切り、討論を省略し、直ちに採決をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり決すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○閉会の宣告

○福田洋一議長 以上をもちまして、令和6年第3回小山広域保健衛生組合議会定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして閉会とさせていただきます。

閉会にあたり、一言、ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、本日1日だけでございましたが、令和5年度の一般会計歳入歳出決算の認定及び建設工事請負契約の一部変更など、組合運営にとって重要な案件を皆様に終始真剣にご審議を賜り、深く敬意を表し、心からお礼を申し上げる次第であります。

終わりに、管理者を初め執行部の皆様のご協力に対し、厚く感謝申し上げ、閉会の挨拶いたします。

大変、お疲れ様でした。

午前11時11分 閉 会

署 名 議 員

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年12月11日

議 長 福 田 洋 一

議 員 森 田 晃 吉

議 員 福 田 幸 平